

「子ども第三の居場所」の運営について

1 子ども第三の居場所の事業スキームについて

駅前の居場所における「子ども第三の居場所」は、これまで（公財）B＆G財団の助成金により運営してきたが、令和8年10月で3年間の助成期間が終了することから、引き続き、児童福祉法第6条の3に規定する「児童育成支援拠点事業」の事業スキームにより運営する。

2 児童育成支援拠点事業について

児童福祉法では、当該事業は「養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業」と規定されている。したがって、事業の継続において、特に以下に配慮する。

(1) 事業主体

これまでは、（一社）ユガラボが実質主体となって事業運営してきたが、法の規定に基づき、町が主体となって事業実施する。なお、適切と認めた者に委託等を行うことはできる。

(2) 所管課

地域政策課からこども家庭センター（健康こどもみらい課）に移管する。

(3) 委託事業者の人員配置

国からは、専門人材の配置を求められており、適合について精査する。

(4) 財源確保

子ども子育て支援交付金として、国1/3、県1/3が交付される。

3 移住、世代間交流について

これまでと同様に、同施設内で連携して実施。なお、所管は、地域政策課とする。

※参考 児童育成支援拠点事業実施要綱抜粋

支援の内容	① 安全・安心な居場所の提供 ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） ④ 食事の提供 ⑤ 課外活動の提供 ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 ⑦ 保護者への情報提供、相談支援 ⑧ 送迎支援<地域の実情等に応じて>
実施主体	市町村（ただし、適切と認めた者に委託等を行うことが可）
対 象 者	① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者
定 員	概ね20人
職員配置	① 管理者（必須）、② 支援員（必須）、③ 心理療法担当職員（任意）、④ ソーシャルワーク専門職員（任意） ※上記職員のうち、1人以上は次の資格等のいずれかを有する者とする。 ・児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれか ・教職員免許法第4条に規定する免許状 ・児童福祉事業に2年以上従事していた経験 ※上記①又は②のうち、1人以上は必ず常勤
人員配置	児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置 利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置
開所日数	週3日以上開所
開所時間	① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等） 1日につき、8時間（原則10時から18時） ② 学校の授業の休業日以外の日（平日） 原則18時以降